第 55 回

「知って得する?」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部 特定社会保険労務士 石川 貢

10月施行の健康保険・厚生年金保険の適用拡大の概要について

令和6年10月から従業員数(厚生年金保険の被保険者数)50人超100人以下の事業所でも、パートタイマーやアルバイトの方(以下「短時間労働者」という。)が社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入することになる適用拡大の第3弾が実施されます。



1. 特定適用事業所の概要

社会保険の適用拡大が義務付けられる特定適用事業所とは、1年のうち6か月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まず、共済組合員を含みます。)の総数が101人以上となることが見込まれる企業等のことですが、令和6年10月からは適用事業所の厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。対象となる事業所には、日本年金機構から令和6年9月上旬に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を、令和6年10月上旬に「特定適用事業所該当通知書」を送付することになっています。

*厚生年金保険の被保険者数の総数の考え方

【法人事業所】の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12 か月のうち、6 か月以上 50 人を超えることが見込まれる場合です。【個人事業所】では、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12 か月のうち、6 か月以上 50 人を超えることが見込まれる場合です。

2. 任意特定適用事業所の概要

厚生年金保険の被保険者数が基準に満たない(現在は 100 人以下、令和 6 年 10 月からは 50 人以下。)企業等であっても、被保険者の同意に基づき、一定の手続きを経て短時間労働者の適用拡大の対象事業所(任意特定適用事業所)になることができます。

3. 短時間労働者の概要

上記の「特定適用事業所」、「任意特定適用事業所」または「国・地方公共団体に属する事業所」(被保険者数にかかわらず。) に勤務する、1週間の所定労働時間または1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満で、かつ、次の①から③のすべてに該当する方が短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の加入対象になります。

①週の所定労働時間が20時間以上であること

算定方法は1年間の月数を「12」、週数を「52」として週の労働時間に換算します。

- *1か月単位の場合は、1か月の所定労働時間を12分の52で除して算定します。また、特定の月に例外的な長短がある場合は特定の月を除いて算定します。
- *1年単位の場合は、1年間の所定労働時間を52で除して算定します。

②所定内賃金が月額8.8万円以上であること

- *週給、日給および時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が 8.8 万円以上であるかで判定します。ただし、次に掲げる賃金は除きます。
- 臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金(例:結婚手当、賞与等)
- 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金(例:割増賃金等)
- 最低賃金法で算入しないと定めた賃金(例:精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

③学生でないこと

*大学、高等学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上の課程に限る。)等に在学する生徒は適用対象外です。 ただし、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっている者、休学中の者、定時制課程及び通信制 課程に在学する者その他これらに準じる者(いわゆる社会人大学院生等)は被保険者となります。

最後に、特定適用事業所に該当するかは、令和6年10月の時点での厚生年金保険の被保険者数ではないため、事前に対象の事業所か確認して対応を進めて行きましょう。

参考文献: 厚生労働省および日本年金機構のホームページ

【参考リンク先】

*短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の更なる適用拡大に係る事務の取扱いに関するQ&A集(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240124T0010.pdf

*短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大(日本年金機構)

https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/tanjikan.html